

成 田 市 教 育 委 員 会 会 議 議 事 録

令和2年2月成田市教育委員会会議定例会

期 日 令和2年2月12日 開会：午後2時 閉会：午後3時5分

会 場 成田市役所5階 503会議室

教育長及び出席委員

教 育 長	関 川 義 雄
委 員（教育長職務代理者）	佐 藤 勲
委 員	高 木 久美子
委 員	片 岡 佳 苗

出席職員

教育部長	神 山 金 男
教育部担当次長	石 毛 直 樹
教育総務課長	松 島 真 弓
学校施設課長	篠 塚 正 人
学務課長	竹 尾 裕 之
教育指導課長	藤 田 総
生涯学習課長	神 崎 良 浩
学校給食センター所長	椿 弘 志
公民館長	谷 平 裕 美
図書館長	田 中 美 季
教育総務課長補佐（書記）	篠 塚 康 孝

傍聴人：0人

1. 教育長開会宣言

2. 署名委員の指名 佐藤勲委員、高木久美子委員

3. 前回議事録の承認

4. 教育長報告

主催事業等

○1月29日 令和元年度 第2回成田市立図書館協議会について

本年度第2回目の図書館協議会でした。協議の内容は、本年度の事業経過報告と予算の執行状況、そして、次年度の事業予定と予算について。また、図書館サービス計画の策定についてでした。それぞれ、いくつか質問が出ましたが、視聴覚サービスセンターが廃止になったことに伴い、利用可能な機材等について来年度中に関係機関等への移管を予定していることに関して、どこにどの機材が移管されるのか、操作方法についてこれまでのような指導はしてもらえるのかというような疑問が出されました。また、学校図書館司書が学校で使用する図書を図書館に借りに行くことがあり、これは学校図書館司書に負担がかかり過ぎるのではないかといったご意見もいただきました。視聴覚サービスセンターで貸し出していた機材については、それぞれ、最も多く利用する部署に移管し、そこから貸し出しを継続することを伝えました。また、学校図書館司書の件については、課題として受け止め、今後、図書館と学校図書館の連携をどうやって進めていくか、私たちも良い方策を考えなければいけないと思ったところです。図書館サービス計画の策定については、これからの図書館の在り方を検討し、市の総合計画や生涯学習推進計画との整合性を図りながら、今後2年以内を目途に策定していくことをお伝えさせていただきました。

その他

○1月29日 旭市教育委員会 行政視察について（下総みどり学園）

旭市の副市長様はじめ、旭市学校再編計画策定委員の皆様8名に担当行政職員数名が加わり、本市の下総みどり学園を視察されることになり、私も説明のため出席しました。旭市も学校の統廃合を含む学校再編を検討する委員会が設立されたとのことで、本市の学校適正配置の状況を参考にしたいとお話でした。初めて見る義務教育学校は、どのように映ったでしょうか。

教育システムの理論的な話よりも、実際に教室で学ぶ子どもたちの姿を真剣に見つめている方が多かったように思いました。私たちの取り組みが参考になれば幸いです。

○1月30日 令和元年度 千葉縣市町村教育委員会連絡協議会 第2回教育長・教育委員研修会について

千葉縣市町村教育委員会連絡協議会の事務局が茂原市から市原市に移ったことから、今回の研修は市原市市民会館で行われました。2名の委員さんをご出席されましたので、私からの報告はいたしません、参加された委員さんからご感想などあれば、後程お聞かせください。

○1月31日 令和元年度 印旛地区教育委員会連絡協議会 教育功労表彰式・第4回 定例常任委員会について

印旛教育会館で、本年度の印旛地区教育委員会連絡協議会教育功労者表彰式が開催されました。本市からは、すでにご報告のとりの教職員が表彰を受けましたが、印旛地区全体では42名の方々が表彰され、内訳は、校長が33名、教頭が2名、教諭が3名、養護教諭が2名、事務長が2名という結果でした。

○2月3日 係長昇任試験（面接）について

副主査として勤務している職員のうち、係長への昇任を望む職員の面接を行いました。私が本市の教育委員会に勤務し、新規採用職員の面接に関わり始めたころに入所してきた職員がちょうど係長昇任試験を受験する年代になったようで、ほとんどの職員が採用選考以来の面接となりました。この間、様々な部署で研鑽を積んで来られたと思います。大変たのしく成長された姿を拝見することができました。どんな仕事も夢をもって取り組むことが大切です。これを機に、また一つ大きな飛躍を遂げてほしいと思いました。

○2月12日 北総教育事務所人事異動面接（第二次）について

教職員の人事異動事務も終盤になりました。管理職以外の職、特に教諭職は、ほぼ確定してまいりました。今朝行われた教職員人事異動第二次面接では、本日現在の確定状況を各学校の校長に対し、人事担当部署である県教育庁北総教育事務所から所長、管理課長、人事担当管理主事が出席して異動対象者の動向について申し渡しされたところです。申し渡しと言いましたが、内示された異動内容について校長が意見具申することはほとんどありません。というのも、ここに至るまで、事務所及び本市の人事担当者間で綿密な打ち合わせの後、決定しているもの

で、仮に一人異動先が変われば、それに付随して次から次へと変わってしまうからです。

この人事異動結果については、後日、臨時教育委員会会議を開催し、その席で改めて委員の皆様にご報告申し上げます。また、その際、管理職については、委員の皆様のご賛同を得て、県教育委員会に内申いたします。

以上、報告とさせていただきます。

《教育長報告に対する意見・質疑》

佐藤委員：1月30日、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会の教育長・教育委員研修会に参加いたしました。その中で、発達障がい個性であるというように捉える考え方を伺いまして、改めて「普通」という基準をどう捉えるのかということを考えさせられました。また、障がいを持つ子どもを含め、子どもたちを地域で育てる必要性を話されていました。私も、普段、親以外の様々な人からの影響が子どもの成長にとって重要であると考えておりましたので、改めて、子どもを育てるには、親の力だけではなく、周りの人々の影響がどれだけ重要なのかということを考える契機になりました。

片岡委員：同じく市原市での研修会に参加いたしました感想を述べさせていただきたいと思います。NPO法人 発達わんぱく会を設立された小田先生の講演でした。現在は「特別支援学級」とされているところですが、10年後には「特別」という言い方をされなくなるであろうと話されていました。今、佐藤委員からもお話がありましたが、「普通」とは何かというか、普通という言い方もされなくなるのではないかとということで、これからは、みんな色々と全てが個性であるという捉え方をするようになっていくのだろうと思いました。また、講演の中で発達わんぱく会の施設内での様子を映像で見せていただきましたが、一人の子どもに対して、保育士さんのほかにも音楽療法士であったり、臨床心理士であったり、言語聴覚士であったり、専門的なスタッフが関わっていて、連携を取りながら、その子にとって何が必要なのだろう、もっとこういうふうにしたらいいいのではないかといったことを常に模索して支援をされ、もちろん、親御さんに対しても報告を密にされているようでした。子どもにとって、今何が一番大切なのかということを考えてつくられたこの施設を知ることができ、お話を伺うことができて良かったです。講演時間が足りなくて、途中、端折る部分もありましたが、すごく熱意が伝わってくる講演でした。発達障がいのお子さんが増えているようです。

ので、成田市にもこのような施設があるといいなと思いましたし、今後の課題というか、教育の現場がこのようであってほしいなという思いも湧いてきた研修会でした。

高木委員：教育長報告の内容とは直接かかわらないのですが、新型コロナウイルスについて、今日、ウイルスの名前も決まったということですが、各学校でどのような対策を取られているのか教えていただきたいと思います。

藤田教育指導課長：新型コロナウイルスに係る対応につきましては、文部科学省から通知が来ております。学校においての対策ですが、予防という面ではインフルエンザに対してと同様の対策、特に手洗いの徹底を図るよう周知しております。また、中国から一時帰国している子どもたちにつきましては、帰国後2週間は自宅で様子を見ていただきたいということを各保護者をお願いしまして、2週間経た後、学校の方で対応するという形で、現在、お話をさせていただいております。

議長：学級で一人でも感染者が確認された場合は、学級閉鎖。同一学年の複数学級で確認された場合は、学年閉鎖。複数の学年で確認された場合は、休校となることについても、学校に通知しています。

片岡委員：保護者の方も大変心配をされていると思います。そういった文書は教育委員会から学校あての通知だと思いますが、保護者の方にお知らせ等はしていますか。

議長：感染者が確認された場合の学級閉鎖等の学校対応については、現段階では保護者の方にはお知らせしていません。実際にそういった状況になるとときには、もちろん、お知らせいたします。

議長：手洗いの励行やマスクの着用でインフルエンザの罹患者が少ないと言われていますが、実際どうですか。

藤田教育指導課長：インフルエンザによる学級閉鎖につきましては、2週間前は多かったのですが、先週は2クラスにまで減っておりまして、今週は、学級閉鎖はありません。

議長：新型コロナウイルスへの対策をすることがインフルエンザの感染を抑えることに繋がっているということはあるだろうと思われます。

5. 議 事

(1) 議 案

議案第1号から議案第4号については、成田市教育委員会会議規則第20条第1項の規定により、非公開により審議する。

<これより非公開>

議案第1号 「令和元年度3月補正予算要求書（教育費関係予算）の提出について」

松島教育総務課長：

議案第1号 令和元年度3月補正予算要求書（教育費関係予算）の提出について、ご説明いたします。成田市議会3月定例会に提出いたします補正予算案がまとまりましたので、教育委員会会議の議決をいただきまして、市長に申し入れるものでございます。

それでは、資料でご説明いたします。議案資料の1ページ及び2ページをご覧ください。こちらは、歳入予算の一覧でございまして、三里塚小学校大規模改造事業、大栄地区小中一体型校舎建設事業など学校施設の整備事業及び小学校スクールバス運行事業に係る国庫支出金・諸収入・市債の補正となります。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは、歳出予算の一覧でございます。小学校スクールバス運行事業に係る減額補正、国の令和元年度事業として採択されたことにより令和2年度に予定していた事業を前倒しで計上し、あわせて繰越明許費を設定いたします三里塚小学校の大規模改造事業及び太陽光発電導入事業に係る増額補正、事業費を精査したことにより令和元年度当初予算を変更するとともに、事業費総額及び年割額を変更する大栄地区小中一体型校舎建設事業に係る減額補正及び文化財保存展示施設整備事業に係る減額補正でございます。

また、資料の6ページ及び9ページになりますが、公立学校施設災害復旧費及び図書館施設維持管理事業につきましては、年度内の工事完了が見込めないことから、繰越明許費を設定い

たします。

各事業の詳細につきましては、4ページ以降の資料により、各担当課長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

篠塚学校施設課長：続きまして、4ページをお開き願います。学校施設課の小学校大規模改造事業ですが、5億49万円の増額でございます。三里塚小学校の改修事業につきましては、令和2年度で事業を実施する計画であります。本年度の国庫補助金が認められる見込みとなったため、国の予算との整合を図るため、事業費を前倒しして、増額補正しようとするものでございます。

なお、本年度内に事業が完了できないことから、繰越明許費の設定を行おうとするものでございます。

次に、小学校太陽光発電導入事業についてであります。3,600万円の増額でございます。こちらも、本年度の国庫補助金との関係で、三里塚小学校太陽光発電設備設置工事が年度内に完了しないことから、繰越明許費の設定を行おうとするものでございます。

5ページをご覧ください。大栄地区小中一体型校舎建設事業であります。7,230万円の減額でございます。本事業は、平成29年度から令和4年度までで74億1,674万7千円を見込み、継続的に事業を進めてきたところですが、令和元年度までに全体事業費の7割を超える契約済み額となりましたことから、事業費を精査いたしまして、本年度の事業費を減額するとともに、事業費総額を1億2,700万円減額し、さらに各年度の事業費の見直しを行ったものでございます。

6ページをお願いいたします。公立学校施設災害復旧費です。補正額はありますが、令和元年度の台風等の災害による復旧工事につきまして、入札等の不調により7件が本年度内に完了が見込めないことから、繰越明許費を設定して事業を実施しようとするものでございます。

藤田教育指導課長：小学校スクールバス運行事業の減額補正について、ご説明いたします。

遠山小学校ほか3校のスクールバス運行委託の契約更新に伴い、入札を実施したところ、契約単価が当初の見込みを下回り、執行残が生じる見込みであることから、歳出予算1,500万円を減額するものでございます。また、スクールバスの運行に対して、事業費の4分の1程度の国庫補助金の交付を受けていることから、歳入につきまして375万円を減額補正するものでございます。

神崎生涯学習課長：生涯学習課に関する予算の補正につきまして、ご説明いたします。今年度は、旧滑河小学校を文化財保存展示施設として整備するための基本実施設計を行っており、当初予算において、建物・設備の調査委託及び設計委託で1,569万7千円の予算措置をしておりますが、入札による差額等により執行残が生じ、今後の予算執行の見込みも概ねつきましたことから、700万円の減額補正をするものでございます。執行残が生じた主な理由といたしまして、一つ目としましては、予定入札価格約1,150万円と落札額に約440万円の差額が生じたことによるものでございます。二つ目といたしまして、調査費として設計業務とは別に委託することを予定していたもののうち、一部が設計業務の中で対応が可能となったことによるものでございます。滑河小学校が閉校して何年も経過していること、大部分の用途が文化財を保存する目的の改修となりますことから、市の営繕部署と協議をいたしまして、電気設備や機械設備などが使用可能かどうか、また今後使用するかどうかなど、今回の設計業務を行うに際し、本格的な調査が必要と判断したものを別途発注することとしておりました。しかしながら、その調査も設計業務の中での対応が可能となり、別に委託することが不要となりましたことから執行残が生じたものでございます。雑駁ではございますが、ただいまご説明しました理由によりまして、減額補正をするものでございます。

田中図書館長：図書館の外壁の一部を改修する工事ですが、入札の不調によりまして、本年度中に完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。工事については、来年度に実施いたします。

《議案第1号に対する質疑》

佐藤委員：6ページの公立学校施設災害復旧費について、入札不調で7件の工事が実施できなかったということですが、緊急を要する工事ではないのでしょうか。

篠塚学校施設課長：児童生徒の安全上、緊急性がある工事ではありません。必要な部分につきましては、応急措置を施しておりますので、順次、対応してまいります。

片岡委員：8ページ、文化財保存展示施設整備事業ですが、市内6か所の文化財倉庫とありますが、具体的にはどこになりますか。

神崎生涯学習課長：飯仲、花崎町、田町、不動ヶ岡、下総、大栄の6か所でございます。

片岡委員：それらが老朽化したので、旧滑河小と旧高岡小の校舎に文化財を移すということですが、下総地区の4小学校の歴史や文化財資料を展示するための整備も行うということですね。

神崎生涯学習課長：下総地区の閉校した4小学校の資料を展示するため、旧滑河小学校の教室2部屋分くらいを展示室及び多目的室として整備しまして、それ以外の部分については、土器等の埋蔵文化財を保存する部屋となります。

片岡委員：これから大栄地区の小学校が統合されますが、同じ様に地区の小学校に資料展示室を整備する予定はありますか。

神崎生涯学習課長：学校の跡地利用については、今後、担当部署において検討されることになります。

片岡委員：もう1つ、図書館の外壁改修工事ですが、これは本館ですよ。ゲリラ豪雨のときに水浸しになってしまった児童コーナーの方に外から水が入らないようにするための工事は含まれていますか。

田中図書館長：そちらの工事につきましては、来年度の予算要求をしております、来年度、早急に直したいと考えております。

高木委員：3ページの小学校太陽光発電導入事業について、子どもたちのエコ教育にも繋がるので導入していると思いますが、いろいろな業者があると聞いています。温室効果ガスを出す太陽光パネルもあるようですので、入札の際には、その辺りにも配慮して、きちんとした業者を選ぶようにしているのでしょうか。

篠塚学校施設課長：大規模改造工事につきましては、一般競争入札により、基本的には市内の電気工事業者が太陽光パネルを含む電気工事を行うことになります。太陽光パネルだけについて業者選定を行うということはありません。

高木委員：学校に付けるものなので、環境に配慮した太陽光パネルを導入していただきたいと思います。

篠塚学校施設課長：入札の際は、太陽光パネルの能力等の仕様を定めており、落札した業者から提出される太陽光パネル等の材料について、検討のうえ承諾し、設置することになります。

佐藤委員：小学校スクールバス運行事業について、契約単価が当初の見込みを下回ったということですが、入札において業者間で競争して、無理な価格を出しているというようなことはないのか心配になります。最近、清掃業者が急に事業廃止をしたため、清掃を委託していた施設に迷惑がかかるといったことがありましたが、バス会社の場合、

もし途中で事業を廃止してしまうと子どもたちに大きな影響が出てしまいます。

藤田教育指導課長：実際のところ、従前の単価と同じ単価での契約となっておりますので、業者の方で無理な価格を出して契約したということはないものと考えております。

議長：その他、何かございますか。特にないようですので、議案第1号「令和元年度3月補正予算要求書（教育費関係予算）の提出について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第2号 「成田市就学援助費支給規則の一部改正について」

竹尾学務課長：

議案第2号 成田市就学援助費支給規則の一部改正について、ご説明いたします。就学援助費の制度は、学校教育法第19条の規定により、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して援助するもので、生活保護の決定を受けているときは要保護児童生徒、市で定める基準により要保護児童生徒に準ずると認められるときは準要保護児童生徒と認定し、それぞれ就学援助費を支給するものでございます。

このたび、令和元年12月23日付けで文部科学省から令和2年度要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助予算単価について、消費税の増税分等を増額する予算案が示されました。市では、これまでも国の予算単価に合わせて、準要保護児童生徒に係る就学援助費を支給しておりますことから、国と同様に各援助費目の上限額を増額しようとするものでございます。令和2年度歳出予算への影響額につきましては、小学校就学援助費支給事業が173,510円の増額、中学校就学援助費支給事業が628,460円の増額を見込んでおります。

なお、この試算は、費目ごとに算出した令和2年度の認定見込み者数に、各費目の単価増額分を乗じて行いました。また、令和2年度の認定見込み者数は児童564人、生徒313人でございます。

各費目の単価増額分につきましては、お手元の資料中段の「各費目の単価増額について（改正後の上限額－現在の上限額）」をご確認ください。

なお、1ページ目の下段にあります、中学生の新入学児童生徒学用品費及び入学準備学用品

費の増加額がほかの費目よりも大きい理由は、中学校の入学準備にかかる費用の実態に、より近い金額を援助するためでございます。こちらの単価につきましても、国の予算単価に合わせております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

《議案第2号に対する質疑》

佐藤委員：入学準備学用品費には中学校の制服代も含まれると思いますが、小学校の制服代も含まれますか。

竹尾学務課長：現在、市立小学校で制服を着用しているのは桜田小学校だけですが、入学準備学用品費には、小学校の制服代も含まれます。一般的には、入学する際に必要となるランドセルや体操服などの購入にお使いいただけます。

佐藤委員：大栄みらい学園も制服着用となりますが、制服の購入費に充当できるということでよろしいですね。

竹尾学務課長：はい、お使いいただけます。

高木委員：市のホームページ上で、就学援助を受けることができる人について、世帯構成の例が一覧表にありますが、その中で、2人世帯の例として「母 小学生」「母 中学生」と記載されていますが、この「母」の部分は「父」の場合でも該当するのでしょうか。この表を見たときに、「父」の場合は該当しないのかなと思ってしまうので、表現としては適切ではないと思います。

竹尾学務課長：「父」の場合でも該当いたします。例として母親と小学生の世帯等を挙げているのですが、ただいまご指摘をいただきましたので、誤解の生じないような表現に改める等、改善したいと思います。

高木委員：就学援助を受けられる収入額について、費目によって、例えば、給食費については、他の費目の基準より少し収入の多い家庭に対しても支給するとか、あるいは、夏休み中に家庭で十分な食事を食べられなくて痩せてしまうようなお子さんもいると聞きますので、8月にも給食費を支給するといったようなことは考えていますか。

竹尾学務課長：就学援助費の支給対象者は、要保護又は準要保護の児童生徒の保護者となっております。費目によって基準を変えることにつきましては、現状ではなかなか対応できないものと考えております。また、生活困窮世帯への支援として8月に給食費を支給するということについてですが、給食費の支給につきましては、給食費の実費相当額の支給となりますので、配食されていない8月について給食費を支給することはできないということになります。

議長：準要保護の認定基準については、今後、検討の余地があると考えております。他にございますか。ないようですので、議案第2号「成田市就学援助費支給規則の一部改正について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第3号 「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」

藤田教育指導課長：

議案第3号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。学校医等の委嘱につきましては、学校保健安全法第23条に定められており、これを受けまして成田市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則第5条並びに成田市立大栄幼稚園管理規則第3条により、教育長の推薦によって教育委員会が2か年の任期で委嘱いたしますが、学校医等の任期が本年3月31日をもって満了となりますので、新たに委嘱するものでございます。

また、これまで本件の委嘱につきましては、担当学校の分担や医師会の役員との兼ね合い等もあり、成田市医師団・印旛郡市歯科医師会成田地区・成田市薬剤師会の各会から推薦していただいたものを基に委嘱者の案を作成してまいりましたが、今回もそのような手順を踏ませていただいております。

内科・歯科の学校医につきましては、児童生徒数200人に1人を配置するとされておりますことから、各校の在籍数により1名から5名を委嘱いたします。また、耳鼻科、眼科、薬剤師につきましては、各校1名ずつの委嘱となります。お手元の資料「令和2・3年度 学校医、学校歯科医、学校薬剤師一覧」をご覧ください。太字の部分につきましては、配置の変更になります。複数校を担当していただく先生もおりますが、内科医46名、耳鼻科医4名、眼科医5名、学校歯科医39名、学校薬剤師18名の委嘱を提案させていただきます。

なお、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなりますが、大須賀小学校・桜田小学校・前林小学校・津富浦小学校・川上小学校・大栄中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師につきましては、大栄みらい学園の開校に伴い統合となるため、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1か年の任期といたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長：ただ今の提案に関し、ご質問等はございますか。特にないようですので、議案第3号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を採決いたします。本議案に賛成の委員は挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

議案第4号 「令和2年度使用 副読本（市費負担分）の採択について」

《審議結果》

可決

6. 教育長閉会宣言